

鳥取県農業振興地域整備基本方針

令和5年3月

鳥 取 県

基本方針目次

第1	確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項	1
1	農用地等の確保の基本的考え方	
2	本県において確保する令和12年の農用地区域内の農地面積の目標	
3	農用地等の確保のための施策の推進	
4	農業上の土地利用の基本的方向	
第2	農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項	6
第3	農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項	8
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	
2	農業地帯別の構想	
3	広域整備の構想	
第4	農用地等の保全に関する事項	10
1	農用地等の保全の方向	
2	農用地等の保全のための事業	
3	農用地等の保全のための活動	
第5	農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項	11
1	農地の利用集積の推進	
2	農地の効率的な利用の促進	
3	県の農業地帯別の構想	
第6	農業の近代化のための施設の整備に関する事項	14
1	農業近代化施設の整備の方向	
2	県の農業地帯別の構想	
3	広域整備の構想	
第7	農業を担うべき者の育成及び確保のための施設整備に関する事項	17
1	農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向	
2	農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備	
3	農業を担うべき者の育成及び確保のための活動	
第8	農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項	19
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	
2	農村地域における就業機会の確保のための構想	
第9	農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項	20
1	生活環境施設の整備の必要性	
2	生活環境施設の整備の構想	

第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項

1 農用地等の確保の基本的考え方

農業は、その持てる力を最大限に発揮することにより、食料自給率の向上に寄与し、食料の安定供給に貢献するという役割を担っている。また、農地の確保と有効利用は、県土・環境の保全、美しい景観の形成や伝統文化の伝承等、農村での農業生産活動における多面的機能を発揮しているところである。

食料の安定供給にとって不可欠であり、農業生産活動において最も基礎的資源である農地は、令和3年7月現在で34.1千ヘクタールであり、県土の9.7パーセントを占めているが、転用等によるかい廃や中山間地を中心とした過疎化、高齢化等に伴う荒廃化により減少している。

このような状況にあつて、農業の持続的発展を図るためには、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）に基づく農業振興地域制度及び農地法（昭和27年法律第229号）に基づく農地転用許可制度の適切な運用と農地法による遊休農地対策等を講じることにより、優良農地を確保すると同時に、認定農業者等意欲ある農業者による農業経営の推進、新規就農、企業参入等の促進により、農地を耕作する多様な農業者を確保しつつ、農地中間管理事業の活用による多様な担い手への農地の集積・集約化を進めることで、農地を良好な状態で維持・保全し、かつ有効利用を図ることが重要である。

特に、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良農地は、農用地区域として設定し、農業振興施策を集中的に実施する一方で、将来にわたって農業上の利用を確保すべき土地とその他の土地との仕分けを適切に行い、農業振興地域全体の持続的な発展を図るものとする。

2 本県において確保する令和12年の農用地区域内の農地面積の目標

本県の農用地区域内の農地は、令和元年12月31日現在29.5千ヘクタールであるが、転用等によるかい廃や荒廃農地の発生等により減少傾向にある。

これらの傾向を踏まえつつ、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用と諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進により、令和12年には現況よりも0.7千ヘクタール減の28.8千ヘクタールを目標とし、その確保を目指す。

(1) 確保すべき農用地等の面積の目標の設定方法

ア 確保すべき農用地等の面積の目標年及び目標設定の基準年

確保すべき農用地等の面積の目標年は、令和12年とし、目標設定の基準年は、令和元年とする。

イ 確保すべき農用地等の面積の算定の考え方

令和12年において確保すべき農用地等の面積は、平成27年から令和元年までのすう勢が令和2年から令和12年までも同様に継続し、農用地区域からの農地の除外や荒廃農地の発生により農用地等の面積が減少した場合の同年時点の農用地等の面積（下記①）に、同年までの施策効果等（下記②から⑤まで）を加味して設定するものとする。

- ① 令和12年の農用地区域内の農地面積のすう勢 27.9千ヘクタール
- ② 農用地区域への編入促進 0.8千ヘクタール
- ③ 荒廃農地の発生防止 0.1千ヘクタール
- ④ 荒廃農地の解消 0.5千ヘクタール
- ⑤ その他県において独自に考慮すべき事由 △0.5千ヘクタール

(2) 令和12年において確保すべき農用地等の面積の目標

28.8千ヘクタール

※令和元年と比較して0.7千ヘクタール（2.5%）の減

3 農用地等の確保のための施策の推進

(1) 農用地の保全・有効利用

本県においては、過疎化や高齢化の進展による活力低下や鳥獣被害により、荒廃農地の拡大や用排水路等の維持管理の粗放化が見られる。農用地を保全し有効利用を図るため、市町村の農業委員会が行う農地の利用状況調査、利用意向調査等について、県農業委員会ネットワーク機構とともに支援するとともに、本県の農地中間管理機構である公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（以下「県農地中間管理機構」という。）や地域の土地改良区等関係機関・団体との連携等による多様な担い手への農地の利用集積・集約化、集落営農への取組や日本型直接支払制度の活用、鳥獣被害対策の取組等による荒廃農地の発生防止、解消、有効利用を推進する。また、生産拡大に必要な農地排水対策等の農地整備、農地の防災保全等、地域の実態に応じた積極的な取組を推進する。

(2) 農業生産基盤の整備

農業生産の競争力強化と農業の多面的機能の維持を図るため、自動走行農機、ICT水管理等の営農の省力化等に資するスマート農業技術の活用を可能にする農業生産基盤の整備を展開する等、意欲ある多様な農業者が、農業を継続し経営発展に取り組める環境を整備する。また、低コストで多様な農業に取り組もうとする農業者の新たな挑戦を支援するものとする。

(3) 非農業的土地需要への対応

道路等の公用施設又は公共用施設や住宅、工場用地、太陽光等の再生可能エネルギー発電用地等の非農業的土地需要に対応するため、農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外を行う場合には、原則として5年ごとに法第12条の2に基づき実施する基礎調査等の結果に基づき行うものとする。なお、新たな非農業的土地需要が生じた場合であっても、農用地利用計画が農業以外の土地利用との調整を十分図って定められるものであることから、対象農地を農用地区域から除外する農用地利用計画の変更については変更の必要性や農業上の影響等について十分検討した上で行う等、農業振興地域制度の適切な運用を行うものとする。

さらに、地方公共団体等においては法第16条に規定される国及び地方公共団体の責務にかんがみ、法第13条第2項に規定する農用地区域の変更要件を満たすよう努めるものとする。

(4) 農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握

法第12条の2の規定による基礎調査の実施を促進するとともに、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いる等デジタル化の積極的な推進等により、農用地等の面積や土地利用に関する現況を適切に把握するものとする。

(5) 交換分合制度の活用

農地の集団化や農業経営の基盤強化に資するため、交換分合制度の活用を図るものとする。

(6) 推進体制の確立

市町村農業振興地域整備計画の変更にあたっては、地域の振興に関する計画との調和等制度の円滑かつ適切な運用を図ることとし、関係農業団体、商工会議所、商工会その他関係団体及び集落代表者等から必要に応じ幅広く意見を求めるものとする。

4 農業上の土地利用の基本的方向

〈東部地域〉

【現 況】

本地域は県東部に位置し、千代川を中心とした河川流域のかんがい用水に恵まれた肥沃な鳥取平野が広がり、北を日本海に、三方を起伏に富んだ山地に囲まれた地域である。海岸部には広大な鳥取砂丘を有している。

気象については、中国山地と大陸の影響による季節風及び日本海の対馬海流に大きく支配されている典型的な日本海型気象となっており、平均気温は15.2度、年間をとおして降水量は多く、平均年間降水量1,931ミリとなっている。

農業は、平坦地の水田地帯で水稲、飼料作物、白ねぎ、アスパラガス、砂丘の畑地でらっきょう、中山間地を中心になしやかき等の果樹、高冷地で夏だいこんが生産されている。

農地は、市街地周辺で住宅や道路等への転用が進み、中山間地域では高齢化による農業従事者の不足に加え、鳥獣による被害拡大により荒廃農地が増加している。

【非農業的土地利用の見通し】

中国横断自動車道姫路鳥取線、山陰道、山陰近畿自動車道等の沿道において流通・商業用地、住宅用地、太陽光等の再生可能エネルギー発電用地等の開発需要が予測される。

また、市街化区域周辺で住宅地としての開発需要が予測される。

【農業及び農業的土地利用の推進方向】

市町村が策定する農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に規定する地域計画（以下、「地域計画」という。）を推進し、農地中間管理事業等を効率的に活用し、多様な担い手への農地集積・集約化を推進する。

平坦地・中間地の水田については、大区画ほ場への再整備や汎用化を図り、水田の面的集積を推進するとともに、計画的な土地利用による転作作物の団地化や水稲の集団化を推進する。

水稲、大豆及び飼料作物等の土地利用型作物をはじめ、白ねぎ、アスパラガス、なし、かき等地域の実態に即した営農形態の定着を図る。

中山間地域においては、作業の省力化、効率化を図るため、傾斜樹園地の改良や生産安定のための施設を整備するとともに、日本型直接支払制度、中山間地農業ルネッサンス事業、鳥獣被害対策の取組等による荒廃農地の発生防止・解消並びに農村地域防災減災事業による農地の保全に努める。

また、農地の確保、保全及び利用集積・集約化のため、多様な担い手及び集落営農組織の育成を図る。

〈中部地域〉

【現 況】

本地域は県中央部に位置し、中央の平坦部は天神川河口一帯の北条砂丘、天神川流域の倉吉・北条平野が広がり、その後背地は大山の火山灰が堆積した黒ぼく台地・丘陵地となり、さらに南側は中国山地となっている。

気象については、他地域と比べ違いは無く、平均気温は14.8度、平均年間降水量は1,760ミリとなっている。

交通網は、国道を中心に整備され、東西に山陰道、南北に国道179号、国道313号がある。

農業は、海岸部の砂丘畑では葉たばこ、らっきょう、ながいも、ぶどう、平坦地の水田地帯では水稲、麦、大豆、黒ぼく台地ではすいか、メロン、ミニトマト、ブロッコリー、白ねぎ、芝、ストック等の園芸や畜産、中国山地から続く丘陵地帯では二十世紀梨等の果樹、野菜では白ねぎ、ブロッコリーが生産され、本県の中核農業地帯となっている。

農地は、市街地周辺において、市街地化の進展に伴い住宅や道路等への転用が進み、中山間地域では過疎化・高齢化の進展や鳥獣による被害増加等に伴い、荒廃農地や植林転用が増加している。

【非農業的土地利用の見通し】

倉吉市周辺の市街地及び郡部の中心部での世帯分離による宅地需要及び、山陰道・北条湯原道路の整備が進むことによって、工場用地、福祉関連施設、太陽光等の再生可能エネルギー発電用地等の開発が見込まれ、開発需要が予測される。

【農業及び農業的土地利用の推進方向】

市町村が策定する地域計画の取組を推進し、農地中間管理事業等を効率的に活用し、多様な担い手への農地集積・集約化を推進する。

平坦地の水田については、大区画ほ場への再整備や汎用化を図り、水田の面的集積を推進するとともに、転作畑の団地化と水稻の集団化を推進する。水稻・大豆等の土地利用型作物をはじめ地域の実態に即した営農形態の定着を図る。

中山間地域においては、作業の省力化、効率化を図るため、傾斜樹園地の改良や生産安定のための施設化等農業生産基盤の整備を促進するとともに、耕畜連携による飼料作物の作付けについても推進する。

また、中山間地域においては、多様な担い手の育成や集落営農の推進、日本型直接支払制度の活用及び鳥獣被害対策の取組によって、荒廃農地の解消及び発生防止を図るとともに、農村地域防災減災事業により農地の保全に努める。

〈西部地域〉

【現 況】

本地域は県西部に位置し、北側は日野川の下流を中心に平野が開けているが、南側は大山等の急峻な山岳地帯がせり出している。

気象については、平均気温は15.4度、平均年間降水量は1,757ミリとなっている。

農業は、弓ヶ浜半島の砂丘畑や干拓地では白ねぎ、にんじん、葉たばこ、かんしょ、だいこん、さといも、日野川下流域を中心とする平坦地域では水稻、白ねぎ、ブロッコリー等の野菜、大山山ろくでは白ねぎ、ブロッコリー、とうもろこし等の野菜やなし、かき、りんご、ブルーベリー等の果樹、芝、花壇苗等、酪農、和牛、養豚、食鶏等の畜産、日野郡では水稻、繁殖和牛、酪農、養豚、食鶏等の畜産及び野菜では白ねぎ、トマトが中心となっている。

農地については、米子市・境港市・日吉津村周辺においては、市街地化の進展に伴い住宅や道路、流通関係施設等への転用が進み、一方中山間地域では農業の担い手不足、鳥獣被害の増加等により、未整備農地の植林による転用や荒廃農地の発生が見られる。

【非農業的土地利用の見通し】

米子市・境港市・日吉津村の都市計画区域内及びその周辺地域においては、山陰道が整備され、今後も世帯分離や人口の移動による住宅需要の高まり、さらには工場・流通業務施設、福祉関連施設、太陽光等の再生可能エネルギー発電施設の開発需要が予測される。

【農業及び農業的土地利用の推進方向】

市町村が策定する地域計画の取組を推進し、農地中間管理事業等を効率的に活用し、多様な担い手への農地集積・集約化を推進する。

平坦地の水田については、区画の拡大や汎用化を図り、水田の面的集積を推進するとともに、転作畑の団地化と水稻の集団化を推進する。水稻・大豆等の土地利用型作物をはじめ、地域の実態に即し

た営農形態の定着を図る。

中山間地域においては、多様な担い手の育成及び集落営農の推進、日本型直接支払制度の活用、鳥獣被害対策の取組によって荒廃農地の発生防止及び解消を図り、農地の保全に努める。また、作業の省力化、効率化を図るため、傾斜樹園地の改良や生産安定のための施設化等農業生産基盤の整備を促進する。

注) 各地域の気象情報(平均気温・平均年間降水量): 気象庁データを用い、東部地域は「鳥取」の、中部地域は「倉吉」の、西部地域は「米子」の平均気温(平年値)及び年間降水量(平年値)を記載している。

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

農業地帯名	指定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
鳥取県東部	鳥取地域 (鳥取市)	鳥取市のうち都市計画法の市街化区域、山陰海岸国立公園の特別保護地区及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 47,241 (農用地面積 8,310)	
	岩美地域 (岩美町)	岩美町のうち山陰海岸国立公園の特別保護地区及び規模の大きな森林等を除いた地域	総面積 5,995 (農用地面積 1,003)	
	八頭地域 (八頭町)	八頭町のうち氷ノ山後山那岐山国定公園の特別保護地区及び規模の大きな森林を除いた区域	総面積 11,261 (農用地面積 2,249)	
	智頭地域 (智頭町)	智頭町のうち規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 2,937 (農用地面積 633)	
	若桜地域 (若桜町)	若桜町のうち氷ノ山後山那岐山国定公園の特別保護地区及び規模の大きな森林を除いた区域	総面積 1,731 (農用地面積 435)	
東部農業地帯	小 計		総面積 69,165 (農用地面積 12,630)	
鳥取県中部	倉吉地域 (倉吉市)	倉吉市のうち都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林を除いた区域	総面積 14,900 (農用地面積 4,335)	
	湯梨浜地域 (湯梨浜町)	湯梨浜町の全域	総面積 7,385 (農用地面積 1,265)	
	三朝地域 (三朝町)	三朝町のうち規模の大きな森林を除いた区域	総面積 8,226 (農用地面積 1,116)	
	北栄地域 (北栄町)	北栄町のうち規模の大きな森林を除いた区域	総面積 5,674 (農用地面積 2,574)	
	琴浦地域 (琴浦町)	琴浦町のうち大山隠岐国立公園の特別保護地区及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 9,883 (農用地面積 3,051)	
中部農業地帯	小 計		総面積 46,068 (農用地面積 12,341)	

農業地帯名	指定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
鳥取県西部	米子地域 (米子市)	米子市のうち都市計画法の市街化区域、用途地域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 9,266 (農用地面積 3,823)	
	境港地域 (境港市)	境港市のうち都市計画法の市街化区域等を除いた区域	総面積 1,148 (農用地面積 573)	
	大山地域 (大山町)	大山町のうち大山隠岐国立公園の特別保護地区及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 14,061 (農用地面積 4,552)	
	日吉津地域 (日吉津村)	日吉津村のうち都市計画法の市街化区域を除いた区域	総面積 340 (農用地面積 158)	
	伯耆地域 (伯耆町)	伯耆町のうち規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 8,597 (農用地面積 1,813)	
	南部地域 (南部町)	南部町のうち規模の大きな森林を除いた区域	総面積 6,797 (農用地面積 1,151)	
	江府地域 (江府町)	江府町のうち大山隠岐国立公園の特別保護地区及び規模の大きな森林を除いた区域	総面積 5,464 (農用地面積 718)	
	日野地域 (日野町)	日野町のうち規模の大きな森林を除いた区域	総面積 2,873 (農用地面積 402)	
	日南地域 (日南町)	日南町のうち規模の大きな森林を除いた区域	総面積 11,636 (農用地面積 1,870)	
西部農業地帯	小 計		総面積 60,182 (農用地面積 15,060)	
	県 計		総面積 175,415 (農用地面積 40,031)	

- 注) 1 指定予定地域名、市町村名、指定予定地域の規模：令和5年2月13日現在
2 表中の農用地面積は、令和元年12月31日「確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況調査」における農業振興地域内の農用地（農地と採草放牧地の合計面積）を記載している。
3 端数処理を四捨五入により行っていることから、指定地域の合計と地帯別の小計及び県計とが一致しない場合がある。

第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

- (1) 老朽化の進行した農業水利施設の長寿命化対策として、機能診断や保全計画策定を行い、日常点検を実施しながら、適時・適切に補修・補強等を実施するとともに、畑地かんがい用水を含め、農業用水の安定確保を推進する。
- (2) 県農地中間管理機構との連携等による認定農業者等の担い手への農地集積・集約化を促進するための条件整備並びに主要作物の生産拡大及び生産コストの削減等を図るための農地の排水対策及び地域の特性に応じた農業生産基盤整備を推進する。
- (3) 自動走行農機、ICT水管理等の営農の省力化等に資するスマート農業技術の活用を可能にする農業生産基盤の整備を展開する。
- (4) 近年、ゲリラ豪雨等の異常気象により、甚大な災害が増大している中で、食料供給上重要な農業生産基盤に対する自然災害を未然に防止することを目的に、地域の実情に応じて農地防災対策を推進する。

2 農業地帯別の構想

〈東部地域〉

(1) 田

平坦地・中間地の農地においては、大型機械の導入等による作業の効率化・低コスト化、多様な担い手への農地の集積を図るため、また、園芸作物・大豆・飼料等の生産振興に対応した水田の汎用化を図るため、農業者・集落の意向、経済性等に十分配慮しながら、大区画ほ場整備や排水対策等の事業を推進する。

また、中山間地域では、受益者負担の軽減を図るため地域の合意形成を前提とし、地形条件に合わせた農業生産基盤整備事業を推進する。

(2) 畑・樹園地

畑、樹園地については、干ばつや冠水等の湿害による品質低下、霜害を防止するため、各対策施設の整備を推進する。

中山間地域の急傾斜地においては、営農を継続するための農道整備等地域の実情に応じた事業を推進する。

〈中部地域〉

(1) 田

平地の農地においては、大型機械の導入等による作業の効率化・低コスト化、多様な担い手への農地の集積を図るため、また、大豆等の生産振興に対応した水田の汎用化を図るため、農業者・集落の意向、経済性等に十分配慮しながら、区画の拡大や排水対策等の事業を推進する。

中山間地域では、受益者負担の軽減を図るため、地域の合意形成を前提とし、地形条件に合わせた農業生産基盤整備事業やため池の防災対策を推進する。

(2) 畑・樹園地

砂丘畑、黒ぼく畑、樹園地、施設園芸については、干ばつによる品質低下の防止、維持管理費の軽減や経営の多角化を進めるため、老朽化したかんがい施設の長寿命化を図る。

中山間地域の急傾斜地においては、営農を継続するための農地整備や排水対策等、地域の実情に応じた事業を推進する。

〈西部地域〉

(1) 田

平地の農地においては、大型機械、スマート農業機械の導入等による作業の効率化・低コスト化、大豆、園芸作物、飼料作物等の生産振興に対応した水田の汎用化を図るため、農業者・集落の意向、経済性等に十分配慮しながら、区画の拡大や排水対策等の事業を推進する。

中山間地域でも、受益者負担の軽減と地域の合意形成を図りながら、地形条件に合わせた基盤整備等の事業を推進する。

(2) 畑・樹園地

大山の裾野に広がる黒ぼく地帯においては、作物の収量や品質の安定、新たな作物の導入のため、畑地や樹園地のかんがい施設を中心に整備を図る。

弓浜地域の砂畑は、維持管理費の軽減や農業生産の安定を図るため地権者や耕作者の意向に配慮しながら、荒廃農地の解消や基盤整備等の事業を推進する。

中山間地の急傾斜地においては、農道等営農を継続するための地域の実情に応じた事業を推進する。

3 広域整備の構想

地域の実情、経済的条件等から広域的に事業を推進することがより効果的であるかんがい施設等については、市町村整備計画との整合を図りながら、積極的に整備を推進する。

(1) 用排水の改良

畑地農業の振興を図るため、畑地かんがい施設の整備・高機能化及び施設の適切な維持管理と保全対策を促進する。

水田の有効利用による生産性の維持・向上を図るため、用排水改良を行う。特に、湿田については、田畑輪換を可能とする水田の排水対策として、用排水施設の整備改良を進める。

(2) 基幹農道の整備・保全管理

広域にわたる農産物の生産維持、営農の組織化及び農地整備を促進するため、農道橋や農道トンネルの機能診断及び診断結果を踏まえた保全対策を推進する。

(3) ほ場整備

営農コストの削減を一層高める基盤整備を進め、スマート農業の効果を最大限発揮するほ場の大区画化や用排水路・暗渠排水等の整備を推進する。

第4 農用地等の保全に関する事項

1 農用地等の保全の方向

(1) 農用地等の保全の必要性

農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であり、特に基盤整備が実施され営農条件の整った農地は良好な状態で維持・保全し、その有効利用を図ることが不可欠である。

(2) 農用地等の保全の基本的方向

地域の実情や自然環境への影響に配慮した上で、認定農業者等の担い手による農業経営の推進、新規就農、企業参入等の促進により、農地を耕作する多様な農業者を確保し、さらに荒廃農地の発生防止などに努め、優良農地を良好な状態で保全する。

特に、中山間地域においては、良好な農業生産活動が行われるよう、日本型直接支払制度の活用及び鳥獣被害対策の取組等を推進し、棚田の保全や荒廃農地の発生防止に努めるとともに、保全活動への非農家の参画を促進する。

また、農地の復旧・保全を図るため、土壌浸食や崩壊等に対する農地防災事業の実施に努める。

2 農用地等の保全のための事業

地域農業を維持・発展させるため、日本型直接支払制度の活用により、認定農業者等の担い手を含めた地域ぐるみでの地域資源（農地、用排水路、農道等）の保全管理に努めるとともに、これら地域資源を管理する土地改良区等の維持管理活動を支援する。また、県農地中間管理機構との連携等により農地の利用集積が図られるよう農業生産基盤整備事業等を実施する。

加えて、中山間地域等に対しては、地域外からのボランティア派遣や企業・都市住民等が農地等の保全管理に参加するための協定の締結等を推進する。

3 農用地等の保全のための活動

農地を良好な状態で保全するためには農地が有効利用されることや水路、農道の維持管理が適正に行われることが重要である。

このため、地域計画の策定を通じた農地利用に関する話し合いの促進、日本型直接支払制度の活用による農家や地域による共同活動への支援、荒廃農地の解消に向けた対策等を総合的に実施し、農用地等の保全を図っていく。

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

農業従事者の高齢化、リタイアに伴い、地域農業を支えてきた人材が減少し、農家又は集落営農組織において担い手の確保が課題となっている。

一方、近年、I J Uターン者を中心とした新規就農者が増加しているほか、他産業の企業による農業への参入も見られる。地域農業の持続のためには、従来の「所有」者による耕作から、多様な担い手による「利用」にシフトすることで、より有効な農地利用を進めることが重要となっている。

このような中、農業が魅力ある産業として成り立つには、新規の参入者を含めた経営体の所得向上を図るとともに、企業的なマネジメントによって経営の安定を図るたくましい経営体の育成が課題となっている。そのため、農業体験や農地等の生産基盤がない新規参入者が独立して営農するまでの実践的な研修体制を整備するとともに、農地の受け渡しを円滑に進め、徐々に規模拡大しながら担い手として定着するような一連の支援を実施していくことが必要である。

また、安定した雇用を創出するためにも、農業法人等経営体の経営強化が不可欠であることから、「農業経営・就農支援センター」等による大規模農家、企業的経営体への経営発展を志向する農家への専門的な経営アドバイスと併せ、担い手への農地集積・集約化、加工・販売などを組み合わせた6次産業化を支援していくことも必要である。

併せて、J A、市町村等と連携した新規作物導入や特産物育成等の産地対策を積極的に推進し、担い手農家の所得向上を図ることが必要である。

さらに、県内担い手農家で組織される稲作経営者会議、農業法人協会、関係機関・団体で構成される鳥取県農業再生協議会において、担い手と農地のあり方等の農業構造に関する情報が共有できる体制の整備を図っていくことも重要である。

1 農地の利用集積の推進

農用地の利用集積については、従来から農業委員会によるあっせんや市町村内での利用調整が行われるとともに、県農地中間管理機構において、複数市町村をエリアとする広域的な大規模経営体への農地利用集積などに取り組み、成果を上げてきたところである。

しかしながら、地域の農地が適切に利用されるためには、認定農業者や集落営農法人をはじめとする効率的かつ安定的な農業経営体の育成とともに、これらの担い手等農業を担う者へ農地の集積・集約化が必要である。

これまで農地中間管理機構が果たしてきた担い手の規模拡大や農地集積、分散錯ほの解消による農地の集団化等の調整機能を十分に活かし、関係機関・団体との連携を密にしながら、農地中間管理事業を最大限に活用していくものとする。

県は市町村と連携し、地域計画の策定に向けた話し合いを支援するとともに、農地の受け手となる担い手の育成を図る。その際、担い手だけでなく農地の出し手も含め、各々がそれぞれの役目を果たしつつ、地域内の農地を適正に管理・保全していくという機運を高めつつ推進する。

また、県農地中間管理機構を中心に県、市町村、農業委員会、県農業委員会ネットワーク機構、J A、土地改良区等の密接な連携のもと、人・農地チーム会議等を活用し、各地域での推進方策、モデル地区等を定め、それぞれの機関・団体が必要な役割を担いながら農地の利用集積・集約化を強力に推進する。

2 農地の効率的な利用の促進

農業経営の規模拡大に伴う経営農地の分散化に対しては農地中間管理事業を活用して農地を面的に集積・集約化し、農地を効率的に利用し得るよう努めるものとする。

また、小規模農家が共同で営農を行う集落営農は、農作業の受託や機械の共同利用など多様な形態により地域の農業を維持するシステムとして有効であることから、中山間地域等まとまった農地の少ない地域においては、集落営農組織の育成を推進する。これら集落を母体とする営農組織は、農村集落機能の維持等の面から必要不可欠なものであることから、機械の共同所有・利用にとどまらず、経営の多角化などを通じて農業法人化を誘導する。

なお、中山間地域等、高齢化が著しく進行する等担い手が少ない地域にあっては、農地を守るため、水田放牧や冷涼な気候を活かした特産物の導入等により、条件不利農地であっても、収入を確保しながら継続的に農業を営むことができるよう取組を進める

加えて、市町村の農業委員会が行う農地の利用状況調査、利用意向調査等について、県農業委員会ネットワーク機構とともに支援するとともに、荒廃農地や今後荒廃農地となるおそれのある農地のうち、農業上の利用の増進を図る必要のある農地については、日本型直接支払制度の活用による荒廃農地の発生防止や遊休農地解消緊急対策事業及び機構中間保有地再生活用事業の推進による荒廃農地の解消及び効率的な利用等を図るとともに、収益性の高い新規作物や、粗放的な生産が可能な飼料作物などの作付を積極的に進めるものとする。

3 県の農業地帯別の構想

次の農業経営モデル類型は、経営体育成の目標とする主たる農業従事者の年間労働時間概ね1,800時間程度、年間農業所得概ね380万円以上を達成するためのモデルとして策定したものである。

【個別経営体：21類型】

(県 全 域)

適用地域	経営類型	作 目	経営面積 (ha)
全域	水田営農型	水稲、白ねぎ、作業受託	16.0
砂丘地	露地野菜Ⅰ型	らっきょう、なし	2.8
全域	露地野菜Ⅱ型	ブロッコリー、スイートコーン	7.3
全域	露地野菜Ⅲ型	白ねぎ	1.5
砂丘地	露地野菜Ⅳ型	ながいも、らっきょう	1.5
全域	施設野菜型	すいか、ミニトマト、ほうれんそう	0.3
全域	施設・露地野菜型	すいか、ブロッコリー、ほうれんそう	1.6
全域	施設野菜・切り花型	すいか、抑制シンテッポウユリ、ストック	1.1
全域	花壇苗型	ハボタン、パンジー、マリーゴールド、ペチュニア、サルビア	0.5
全域	果樹Ⅰ型	梨	1.2
全域	果樹Ⅱ型	梨・柿	1.1
全域	果樹Ⅲ型	ぶどう	0.6
全域	乳用牛Ⅰ型（酪農フリーストール方式）	経産牛120頭、育成牛72頭 自給飼料	20.0
全域	乳用牛Ⅱ型（酪農つなぎ方式）	経産牛70頭、育成牛42頭 自給飼料	6.0
全域	肉用牛Ⅰ型（和牛繁殖）	経産牛40頭、育成牛13頭 自給飼料	2.9
全域	肉用牛Ⅱ型（和牛繁殖肥育一貫）	経産牛50頭、育成牛11頭、子牛33頭、 肥育牛90頭 自給飼料	2.0
全域	肉用牛Ⅲ型（和牛肥育）	肥育牛200頭 自給飼料	1.0
全域	養豚型（繁殖肥育一貫）	繁殖雌豚100頭、種雄豚7頭、育成豚26頭	—
全域	採卵鶏型	採卵鶏26,000羽	—
全域	食鶏型	食鶏40,000羽	—
全域	しいたけ・水稲型	しいたけ5,000本植菌 水稲	8.0

【組織経営体：1 類型】

(県 全 域)

経営類型	作 目	経営面積 (ha)
水田営農型	水稲、飼料用米、大豆、大麦	31.0

第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

1 農業近代化施設の整備の方向

本県農業は、中山間地域など条件不利地が多いことに加え、高齢化の進行に伴う農業従事者や担い手の減少等、構造的な問題が顕在化している上、燃油、肥料等農業生産資材の高騰など、収益性に影響を及ぼす要素が増加し、厳しい情勢にある。

このような情勢に対応し、付加価値の高い新品種や優良系統の農畜産物の生産を推進するとともに、生産力向上に向けたスマート農業技術の普及等も図りながら、生産・流通段階における農業近代化施設整備を進め、生産の合理化・省力化及び農畜産物の安定供給体系を確立し、農業経営の近代化を図る。

また、農用地の生産力の維持・増進、みどりの食料システム法に基づく環境に配慮した農業を推進するため、化学肥料の使用量削減に向け、地域の有機質資源を積極的に活用した農業リサイクルシステムの構築を行う。そのため、家畜排せつ物の堆肥化施設の整備等を推進し、良質な堆肥の生産を進める。

以上の基本的な方向に基づき、重点作物別の農業の近代化のための施設の整備の方向は次のとおりとする。

(1) 土地利用型作物（水稲・大豆・麦）

生産組織の育成と、農地中間管理事業等を活用した農地の集約化を積極的に進めながら、水稲及び大豆・麦、飼料用米等を組み合わせた生産の定着を図り、地域の実情に応じた高性能農業機械、スマート農業技術の導入を促進する。

育苗施設、乾燥調製貯蔵施設等の大型施設の整備は終了しているが、品質向上や主食用米減産に伴う飼料用米等の作付拡大に適切に対応するため、地域の実情に即した再編整備を推進する。

(2) 野菜

野菜生産については、立地条件や市場・消費者等のニーズに適応した優良品種や作型を導入し、広域的な産地づくりを行うとともに、農業経営改善に意欲の高い農家を支えるため、経営規模の拡大と合理化に必要な高性能の農業機械・施設、環境モニタリングやアシストスーツ等スマート農業技術の導入や共同利用を推進する。

また、作柄安定や品質の向上を図るための低コストハウス施設の整備を引き続き推進するとともに、各産地における流通改善のための集出荷施設や予冷施設等の整備を促進する。

(3) 果樹

果樹生産については、消費者ニーズに合った収益性の高い優良新品種の導入や、梨の「ジョイント栽培」の導入による生産性向上、多目的防風網等気象災害に強い施設整備等を進めながら、品種のシリーズ化で「旬」の果物を安定的に供給できる産地体制を推進する。果樹園のリノベーションにより、県オリジナル品種を主体とした梨団地を戦略的に整備する「戦略的スーパー園芸団地整備事業」等により、作業性の高い樹園地への再造成を推進するとともに、作業の省力化、効率化、生産の安定のため高性能機械の導入や施設等の近代化を図る。

また、地域の実情に即して選果場の適正規模への整理統合を推進する。

(4) 畜産

耕種農家との連携や畜産農家への農地の集積及び荒廃農地等を放牧地や採草地として整備する等により粗飼料生産体制の確立を図るとともに、堆肥化施設の整備や耕種作物への堆肥利用の促進により有機資源の循環を進める。

また、畜産物の安全性の確保と高品質化を推進するため、農場HACCPの導入等により、生産段階から処理加工段階及び流通段階まで一貫した衛生管理体制の整備を図る。

① 肉用牛

繁殖部門と肥育部門の地域内連携も含めた繁殖・肥育一貫経営の育成を推進するとともに、和牛の改良を進め、能力の高い和子牛や肥育牛の増産を図る。

また、分娩間隔や肥育期間の短縮、受精卵移植の活用、自給飼料の利用拡大や放牧の活用等といった生産コスト削減の取り組みに必要な機械及び施設の整備を図る。

家畜及び食肉の円滑な流通を図るため、家畜市場の機能の高度化、産地食肉処理及び部分肉流通の促進を図る。

② 乳用牛

酪農経営については、コントラクター組織等を活用した良質粗飼料の生産拡大やおからなどのエコフィード活用も含めた飼料生産調製機械、貯蔵施設、各種省力機器等の整備により乳量・乳質の向上、生産コストの削減を図るとともに、公共育成牧場の効率的利用による優良後継牛の育成を推進する。

また、第三者継承による既存農場の有効活用など、生産基盤の強化を図る。

③ 豚

養豚経営については、繁殖・肥育一貫経営基盤の強化と肉質の向上を基調として、遺伝的能力の改良と併せて飼養・衛生管理技術の向上等による低コスト生産に繋がる施設整備に努め、消費者ニーズに合った安全で高品質な豚肉の生産を図る。

④ 養鶏（食鶏・採卵鶏）

養鶏経営については、飼料効率の向上と鶏病防疫の強化を基調として、生産コストの削減及び消費者ニーズに対応した品質の向上を図る。

また、地鶏の生産体制を強化するため、飼養施設等の整備を推進する。

2 県の農業地帯別の構想

〈東部地域〉

水稻や野菜、果樹等の拠点施設や農業倉庫等の老朽化が進んでいることから、施設ごとの改善策を講じるとともに、地域性・生産状況等を考慮して施設の統廃合を含めた近代化施設の再編整備を推進する。

(1) 水稻

既存のカントリーエレベーターを東部地域の拠点施設として、関連施設の再編整備を推進する。

また、県内全域の種子供給施設についても再編整備を推進する。

(2) 野菜

育苗施設及び予冷施設等の集出荷施設の整備を推進する。

(3) 果樹

なし、かきの新品種導入の推進及び加工場の整備を推進する。

(4) 畜産

肉用牛等の増頭対策、飼料の生産体制及び堆肥化施設や供給体制等の整備を推進する。

〈中部地域〉

水稲、なし、すいか、ながいも等に係る拠点施設の老朽化が進んでいることから、施設ごとの改善策を講じるとともに、地域性・生産状況等を考慮して統廃合を含めた再編整備を推進し、高品質農畜産物の生産体制を構築する。

(1) 水稲

水稲苗の計画的生産を行い広域安定供給を図るとともに地域性を考慮した品種構成を検討することにより米穀関連施設の計画的荷受体制と広域利用体制整備により円滑な運営をすすめる。

(2) 野菜

ハウス施設や流通の改善のための選果施設、予冷施設、加工施設等の整備を推進する。

(3) 果樹

作業性の高い樹園地化を推進するとともに、なしの新品種導入を推進する。

(4) 畜産

荒廃農地における放牧を推進するとともに、飼料用稲等自給飼料の生産体制を整備し、飼料自給率の向上を図る。

また、畜産生産基盤の拡大を図る。

〈西部地域〉

水稲や野菜、果樹等に係る拠点施設について、施設の老朽化が進んでいることから、施設ごとに改善策を講じるとともに、地域性・生産状況等を考慮して統廃合を含めた再編整備を推進する。

(1) 水稲

既存のカントリーエレベーターやライスセンター、育苗センター等の基幹施設の再編整備の検討とあわせた、円滑な運営を進める。

(2) 野菜

育苗センター、白ねぎ、ブロッコリー等の野菜集出荷予冷施設の再編整備と円滑な運営を推進する。

(3) 果樹

なし・かきの新品種の導入を進め、収益性の高い生産体制の構築を図るとともに、選果場等の施設の改善や効率的な運営を推進する。

(4) 畜産

肉用牛の増頭と自給飼料の生産体制を整備するとともに、堆肥センターの整備を推進し、耕種農家への堆肥の供給と利用拡大を図る

3 広域整備の構想

各地域とも育苗施設、乾燥調製貯蔵施設、野菜集出荷施設、堆肥センター、選果場、畜産物流通加工施設等の既存施設の老朽化が進み、中長期的な施設の整備が必要であるが、整備に当たっては、これらの施設の集約や統廃合を含めた広域的利用に配慮しつつ推進する。

(1) 育苗施設

水稻、白ねぎ等の省力化、高品質化を広域的に推進するため育苗施設の整備を推進する。

(2) カントリーエレベーター

カントリーエレベーターの整備は終了したが、品質向上や主食用米減産に伴う飼料用米等の作付拡大に適切に対応するため、地域の実情に即した再編整備を推進する。

(3) 野菜、果実集出荷施設

生産団地の育成・振興に対応し、消費者ニーズに合った青果物の品質を揃え、安定して供給するため、出荷調整を徹底し、市場性や経済性を高めるとともに、コスト削減が可能な広域的な集出荷施設の整備について、産地の広がりや運搬状況を考慮し推進する。

第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設整備に関する事項

1 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向

農業の担い手は多様化してきており、地域の状況によって育成すべき担い手の姿も異なる。そこで、以下の方向で地域にあった担い手の育成、確保を推進する。

○大規模化、法人化、経営多角化

輸出入の潮流や近年の農畜産物の価格変動に対応するためには、意欲ある担い手農家の早急な経営基盤強化が必要であり、大規模化、法人化を進め、加工等の新部門導入による経営多角化も視野に入れた、経営感覚に優れた企業的経営への誘導を進める。

○集落営農

兼業化、高齢化が進展する中、担い手が確保できない地域においては、地域の人材、機械・施設を効率的に活用できる集落営農組織に誘導し、農家所得の確保、荒廃農地の発生抑制を図る。

○新規参入

これまで新規就農者の多くは農家後継者であったが、近年、非農家の新規参入の増加、企業の農業参入がみられ、新規就農者に占める非農家出身者の割合はほぼ半数となっている。これらの非農家出身者だけでなく農業後継者に対しても、農業技術の習得のために必要な研修を支援するほか、農業基盤を持たない者に、機械・施設等の整備に必要な初期投資の負担軽減を図るなどの支援をすることで早期の経営安定を図る。

担い手の育成、確保にあたって、農業技術については、農業大学校が先進的かつ実践的な技術習得のための教育、研修を実施している。公共職業訓練の活用等による研修コースと合わせて、引き続き研修内容の充実を図る。さらには、I J Uターン者を含む就農希望者に対して、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構や市町村公社等が、営農に必要な技術習得のための研修事業に取り組んでおり、研修終了後に地域で円滑に就農し、早期に担い手として経営確立できるよう、関係機関・団体の連携と情報共有による協力体制の強化を図る。

また、今後の施設整備については、担い手や産地の発展方向によって必要な内容が異なるため、地域の実情に合わせた多様な担い手の育成、確保に向け、ニーズにあった効果的な整備を推進する。

なお、本県特産のなしをはじめとする果樹への新規参入については、農地の円滑な受け渡しが重要なことから、産地が主体となって就農者受入の体制を整備する取組を進める。

2 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備

多様な担い手を効率的に育成、確保するために、農業大学校等の既存の研修施設の有効活用、各総合事務所農林局等による現地指導等の機能を充実するとともに、新規就農者、農業参入企業、集落営農組織等に対する施設・機械の整備を通じて担い手の早期自立・経営安定と発展を図る。

3 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

(1) 就農準備等に必要な資金手当

円滑な就農や就農後の早期経営安定を図るため、新規就農者に対する無利子資金の円滑な融通に向けて、関係機関が連携して認定新規就農者制度の推進を行う。

また、研修段階及び経営の不安定な就農初期段階に、就農準備資金、経営開始資金及び就農応援交付金等の交付、営農に必要な機械・施設等の整備に対する助成等を行うことによって、就農意欲の喚起と就農後における資金負担の軽減に努める。

(2) 生産基盤となる農地の円滑な取得

農業委員会が農地の貸し手と受け手の農地情報の収集と提供、利用調整に努める。

また、市町村が策定する地域計画の実現に向け、関係機関が農地の情報等を共有しつつ連携して、農地中間管理事業による農地の利用集積、集約化を進め、担い手の規模拡大や農地集積、分散錯ほの解消による農地の集団化を推進していく。

(3) 就農や経営向上のために必要な各種の情報提供体制

就農・移住関係情報誌やインターネットによる就農情報の提供、農業経営・就農支援センターにおいては、総合窓口として就農相談員による県内外での就農相談会、地域窓口として各総合事務所農林局等への相談窓口設置により、就農希望者に対する相談活動を推進する。

また、県、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構、市町村、農業委員会、県農業委員会ネットワーク機構等関係機関の連携を強化し、情報の共有化に努める。

(4) 実業系高校との連携による担い手の確保

農業高校と生産者や農業大学校、大学など地域の関係機関が連携し、6次産業化のための講座開講やインターンシップの導入による農業分野の担い手（スーパー農林水産業士）の育成を推進する。

(5) 農業教育の推進

子どもたちが食料・農業の大切さや本県農業を学べるよう、学校教育用の社会科読み物資料を作成し、小学校に配布するとともに、教育現場、地域、家庭との連携や農業団体が実施する農業体験学習等を推進する。また、地産地消の取り組みや農村ボランティア、企業と農村の協働活動を推進するととり共生の里づくり等を通じて、農業、農村生活・文化について学ぶ機会の拡大に努める。

第8 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

県では鳥取県農業経営基盤強化促進基本方針で、法人等への就業を含む新規就農者の育成・確保の方向性、確保目標等を定め、農業への就業促進を図っている。

新規就農希望者に対しては、就農相談から営農に必要な生産基盤の整備までの段階的支援を図ってきている。また、新規就業者を受け入れる農業法人等に対する研修経費や雇用拡大のために必要な機械・施設整備等の取り組みを支援し、更なる就業促進に向けて取り組んでいる。

さらに、I J Uターン者を含む就農希望者に対して、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構や市町村公社等が、営農に必要な技術習得のための研修事業に取り組んでいるところであり、県としても引き続き支援を行うこととしている。

また、令和4年4月に設置した農業経営・就農支援センターでは、自ら農業に取り組もうとする新規就農者への支援とあわせて、規模拡大や新部門導入を志す経営体での雇用創出、農業法人等の非正規雇用者の正規雇用化等を一元的に推進し、多様な農業従事者の育成、確保を図っていくことが重要である。

2 農村地域における就業機会の確保のための構想

(1) 農畜産物加工・販売施設の整備（高付加価値）

食のみやこ鳥取県のPR、推進のため、計画的かつ組織的に生産拡大を図るとともに、拠点となる販売施設の整備に取り組み、農家所得の向上と新規就業者の初期支援に努める。

また、農畜産物の高付加価値化に向けた農商工連携、6次産業化を推進するため、生産者と食品加工業者等のマッチング、加工施設等の整備支援やふるさと認証食品等の認証拡大を通じて地産地（外）消を推進する。

(2) 地域特産品や地場産業の活用による安定的な就業の促進

県内で生産されるなし、白ねぎ、すいか、ブロッコリー、らっきょう、ながいも等の多彩な特産品の有利販売を進めるとともに、それらを利用した加工品等の開発、販売に向けた取り組みを推進することで、生産、加工の両面から就業機会の拡大を図る。

また、商工関連団体との連携強化を促進し、農業の6次産業化等を通じて新たな分野での就業機会の拡大を図る。

(3) 観光面と連携した農業の推進

大山、砂丘、海水浴場、温泉等の観光資源、砂の美術館、燕趙園、鳥取二十世紀梨記念館、とっとり花回廊等に代表される観光施設、各地で整備が進められている道の駅等、特色のある資源、施設があり、中国横断自動車道姫路鳥取線等の道路網整備の進展により集客力の向上が期待されるため、それらの有機的連携、相乗効果により農業、農村の活性化を図る。

また、既存の観光農園等の活性化に加え、農泊や着地型観光メニューの推進による就業機会の拡大をあわせて推進する。

第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

1 生活環境施設の整備の必要性

(1) 農村部における生活環境施設の整備の状況

農村は農業生産の場であると同時に生活の場であり、従来から上下水道や集落道、集会施設、農村広場、農村公園等、農業生産基盤と生活環境施設の一体的な整備が図られてきた。

(2) 生活環境施設の整備の基本的方向

農村においては、過疎化や高齢化、混住化が進み活力が低下するとともに、価値観の多様化、利害関係の複雑化といった問題、祭りや伝統行事が廃れ、共同体意識も薄れてきている。

今後、I J Uターン等による移住・定住を促進し、農村の活力を増進させるためには、農業生産基盤の整備のほか、生活環境基盤である上下水道等のインフラの適切な維持管理及び保全対策を推進していくことが必要である。

また、推進に当たっては、農用地利用計画との整合を図り、優良農地の確保に十分配慮しなければならない。

2 生活環境施設の整備の構想

施設の整備に当たっては、既存施設の有効利用を図るとともに、新たな需要にも的確に対応し、利用者の自主的な活動により施設の維持、運営が行われるよう配慮する。